

聖山高原県立公園

公園区域及び公園計画書

令和3年4月

長野県

目次

1	基本方針	1
2	現況及び特性	1
	(1) 地形、地質	1
	(2) 植生及び野生生物	1
	(3) 景観	1
	(4) 自然現象	2
	(5) 文化景観	2
	(6) 古道	2
3	規制計画	3
	保護規制計画	3
	ア 普通地域	3
	イ 面積内訳	4
4	参考事項	6
	過去の経緯	6

1 基本方針

本公園は、長野県の中北信の中央部に位置し長野市、千曲市、麻績村、生坂村、筑北村と2市3村にまたがり、玄武岩ないし塩基性安山岩により構成された本県屈指の火山性高地で、その特色は雄大な高原景観と県内随一のパノラマ景観にある。

本公園を構成する聖山、聖湖、大池、冠着山（かむりきやま）、山清路（さんせいじ）、差切峡（さしきりきょう）の主要部を区域に含み、これらの地域には、古来より人々に親しまれてきた湧水や、それを崇敬の対象とした神社も見られる。

公園名にもなっている聖山の名称の由来は、水地山、つまり水の出る処という意とされ、湧水が豊富な山麓では古くから水配りの神とされる樋知大神社が祀られていたところ、鎌倉時代に越後の高僧学道という「聖（ひじり）」が道場を作って開山し、その名をとって聖山とつけられたといわれている。

地域の人々は、干ばつの年には雨ごいで山頂へ登ったと伝えられ、また、善光寺への巡礼路となる善光寺街道が通るなど、本公園内には、水や山岳、寺社等への信仰に関する事物、伝承が多く見られ、こうした歴史的な背景を有する地域であることが本公園の大きな特徴となっている。

このため、広大なパノラマや雄大な峡谷美とともに、人々の生業やそれに根ざした文化を支えてきた湧水・ため池等の水が豊富であることで、多様な景観が見られる。また、博物館やキャンプ場、スキー場が整備されており、四季を通じて様々なレジャーに利用されている。

以上の自然的・社会的状況を踏まえ「くらしと文化を育む湧水、広大なパノラマと雄大な峡谷美の世界」をテーマに、公園計画の見直しを行い、より一層優れた風致景観の保護を図るとともに、適正な利用を推進するため公園計画を定める。

2 現況及び特性

(1) 地形、地質

千曲川、犀川の両河川にはさまれた地域で東から八頭山（1,204m）、冠着山（1,252m）、三峯山（1,131m）、本区域最高の聖山（1,447m）と西に伸びる。これらは第三紀末の流紋岩の基盤上に噴出したもので、聖山は溶岩台地でその南側の崖は溶岩侵食地形をなし、地すべりの崩壊によって形成された大池、火山性堰止湖ないし火山性湿原として聖湖がある。

山清路、差切峡は犀川、麻績川の第三紀中新統の向斜・背斜構造の褶曲を通じて、河岸は深い峡谷状となり、その中で砂岩や礫岩が川の水の浸食を受けることで壮大な溪谷景観をなしている。

地質は、聖山、三峯山、冠着山および山頂部一帯は玄武岩ないし塩基性安山岩であり、その他は流紋岩が見られる。

(2) 植生及び野生生物

植生については、大半はカラマツ、アカマツ、スギやヒノキ等の人工造林地により占められる。千曲市の県有林内である陵線部付近には、クリ、ミズナラ、トチやブナ等の高樹齢の天然林が見られる。

植物については、日本海側要素を有する植物と、太平洋側要素を有する植物の両方が見られる地域であることが特徴である。日本海側要素を有する種としては、エゾアジサイやヒメアオキ等、太平洋側要素を有する種としては、サルトリイバラ等が見られる。また、樋知大神社の社殿前の「聖山北麓のブナ林」は環境省が指定する特定植物群落である。

動物については、大池付近のミネトワダカワゲラ、冠着山付近のヒメボタル類の他、トンボ類やチョウ類等といった貴重な昆虫が多い。また、鳥類では、ベニマシコ、キビタキ、クロツ

グミ等といった種が見られる。大池・中池・小池では、ドブガイやマルタニシといった貝類も多く見られる。

以上のことから公園区域内は多種多様な植生及び野生生物が見られ、公園内の一部は県指定の鳥獣保護区に含まれている。

(3) 景観

聖湖は白樺やカラマツの森に囲まれ、周辺の遊歩道からは色づいた木々を眺めながらトレッキングが楽しめるとともに、釣り場等としても親しまれている。また、差切峡や山清路では雄大な峡谷の景観が魅力である。

山清路では、独特の緑がかかったコバルトブルーの水面を呈する犀川の両側に崖がそそり立つ景勝地として古くから知られる。また、差切峡は、峡谷内に降りられる遊歩道や休息場所等が整備されており、雄大な崖や奇岩・巨岩を間近に楽しむことができる貴重な場である。

なお、本公園からの展望は、「中部信濃の展望台」と呼ばれるほど素晴らしい。東は善光寺平を蛇行する叙情豊かな千曲川が広がるとともに、浅間、菅平、志賀の上信越高原国立公園の山々を望む。また、南には、美ヶ原高原、蓼科山や八ヶ岳をはじめとする八ヶ岳連峰、八ヶ岳中信高原国立公園の連山、さらに西は白馬連峰から鹿島槍ヶ岳、穂高連峰をはじめとする中部山岳国立公園の大観を望むことができる。加えて北には、戸隠連山、飯綱山、黒姫山等の信越越境の山脈を望むことができる。

(4) 自然現象

本公園内には、多くの湧水が見られる。聖湖は、流入する河川がないこと、近くに湧水がみられることなどから湖底又は受水区域内の湧水及び雨水、雪解け水などが湛水してできたものと考えられる。

冠着山周辺では、千曲市のこわ清水や坊城平の清水等がある。また、長野市の樋知大神社境内にあるお種池は、県指定「信州の名水・秘水」である。ブナ林の中に古くから湧出し、年間を通して水温は8～9℃とされる。

(5) 文化景観

長野市指定記念物の樋知大神社境内のお種池及び社叢と湿性植物群落の他、数多くの文化財がある。樋知大神社は、推定樹令 400～500 年とされるスギ並木の奥に古い社殿と、古くから清水をたたえ水源として崇敬されてきたとされるお種池があり、今も水を汲んでいく人が見られる。

金戸山には、砂岩に彫られた形の良い百体観音（生坂村指定文化財）が 60 体程度並び、巡礼道も整備されている。

また、公園区域外には、国重要文化財の麻績神明宮や、生坂村指定文化財の会諏訪神明社、伝説と観月の名所姨捨、田毎の月がある。冠着山の麓に位置する戸倉上山田温泉は温泉郷として全国的に著名である。お祭りや伝説も多く残り、芦ノ尻の道祖神祭り（県指定文化財）は、1.5 メートル程ある道祖神の石碑に各戸から集まった注連縄で怪異な神面を飾りつけ、その特異な姿で知られている。

(6) 古道

本公園内には、大化の改新以後の律令政府が中央集権国家を確立するために設けた東山道支道や、塩尻の洗馬宿から中山道と分岐して、郷原－村井－松本－岡田－青柳－猿ヶ馬場峠－桑原－稲荷山を経て篠ノ井で北国街道と合流する北国西脇往還（善光寺街道）、新潟県糸魚川市から早川を遡って焼山の山腹を通り、鬼無里、小川を経て麻績村に至る第3の塩の道と言われる早川道など、歴史を知ることができるものが見られる。

3 規制計画

保護規制計画

ア 普通地域

公園区域全域を普通地域とする。

(表 1 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
長野県	長野市 大岡の一部	590 〔 国 0 公 421 私 169 〕
	千曲市 上山田、桑原、羽尾及び八幡の各一部	741 〔 国 0 公 639 私 102 〕
	東筑摩郡麻績村 麻及び日の各一部	375 〔 国 0 公 311 私 64 〕
	東筑摩郡生坂村 下生坂及び東広津の各一部	56 〔 国 0 公 50 私 6 〕
	東筑摩郡筑北村 坂井及び坂北の各一部	366 〔 国 0 公 207 私 159 〕
	合 計	2,128 〔 国 0 公 1,628 私 500 〕

イ 面積内訳

地域地区別、土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 2 : 地域地区別、土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特 別 地 域									普通地域			合 計				
		第 1 種			第 2 種			第 3 種										
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私		
長野 県	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,628	500	0	1,628	500		
	地種区分別面積	0			0			0										
	地域地区別面積										0							
	地域別面積										0			2,128			2,128	
合 計	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,628	500	0	1,628	500		
	地種区分別 面積 (比率)	0 (0.0)			0 (0.0)			0 (0.0)										
	地域別区別 面積 (比率)										0 (0.0)							
	地 域 別 面積 (比率)										0 (0.0)			2,128 (100.0)			2,128 (100.0)	

(表 3 : 地域地区別町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

地域区分		特 別 地 域				普通地域	合計	
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計			
市町村名								
長野県	長野市		0	0	0	0	590	590
	千曲市		0	0	0	0	741	741
	東筑摩郡	麻績村	0	0	0	0	375	375
		生坂村	0	0	0	0	56	56
		筑北村	0	0	0	0	366	366
合計		0	0	0	0	2,128	2,128	

4 参考事項

過去の経緯

昭和 40 年 7 月 8 日 告示第 297 号 公園区域指定

令和 3 年 4 月 1 日 告示第 194 号 公園計画一部変更